

入札説明書

この入札説明書は、本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別添入札公告別記に掲げるとおり。

2 入札参加者に必要な資格

別添入札公告 2 に掲げるとおり。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）、当協会の会計規程、運用基準及び契約に関して理事長が別に定めるものを熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記中 2 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (3) 入札書の提出方法は、別添入札公告 3（6）のとおり。
郵送による提出の場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札書を入れ、その表に入札件名を表示し、封印したものを提出すること。
- (4) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (5) 入札金額は、供給物品の本体価格のほか、輸送費、保管料、保険料、関税等納入場所渡しに要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札すること。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、契約条件を別添契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (7) 開札の日時及び開札の場所は、別添入札公告の 3（3）および（5）に掲げるとおり。

- (8) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び立会職員以外の者は入場することができない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場することができない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (11) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (12) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (13) 予定価格の制限内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

4 入札保証金

免除

5 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 供給物品名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 供給物品等の名称に重大な誤りのある入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札書
- (7) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (8) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (9) その他、入札に関する条件及び運用基準に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) この公告に示した物品を納入できると理事長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ抽選を実施し、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

7 契約保証金

免除

9 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、決定した日から10日以内に契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

10 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

11 その他必要な事項

(1) 入札方法

入札書の様式は様式1のとおりとする。委任状については、代表者からの委任とし、入札書と併せて提出すること。委任状の様式は、様式2のとおりとする。

(2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。